

シリーズ 「環境」から「すまい」を考える⑤

自然が泣いている！！

..... 公害は、天災でなく私害(人災) .....

前回まで述べてきた「環境」は<個>が中心でしたが、今回は<集団>すなわち地域や国レベルでの「環境」を考えてみたいと思います。

<個>の住まいの環境として庭をつくり樹木を植え水を流す、と同様に<集団>県や国でも自然環境保護育成のため努力をしています。

しかし、快適な住生活への人類の欲望がエスカレートし、華美過剰な生活用品や住宅設備を整えたり、また森林を伐採し宅地造成するとか、不必要な道路をつくり舗装するなどして水の自然還流が損なわれるなど、しだいに自然破壊が進んでいます。

このような自然破壊を早くくい止めようと、国では約40年も前から【公害対策基本法(現・環境基本法)】を制定し推進しています。

その第2条に「公害とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下および悪臭によって人の健康または生活環境に係わる被害が生ずることをいう」とあります。

1. 大気の汚染	ぜん息など呼吸器疾患	大気汚染防止法
2. 水質の汚濁	土壌の汚染との関連	----- 水質汚濁防止法
3. 土壌の汚染	農薬、ごみ、廃棄物	----- [ 土壌汚染対策法 産業廃棄物処理法
4. 悪臭	上記 1.～3. 関連	----- 悪臭防止法
5. 騒音	工場、交通、道路、 建設工事などによる	----- [ 騒音防止法 工場立地法 宅地造成法
6. 振動		
7. 地盤の沈下		

自然の環境・摂理に順応した生活をするのが、地球に住む人類のいちばん基本的なことですが、現状は自然に逆らっているのではないのでしょうか。紫外線を調整しているオゾン層を破壊しておいて、紫外線を悪者にするのは本末転倒ですね。

自然環境を人為的に破壊し生じた不都合を「公害」とは人類も身勝手なものだと、自然が悲しがっています。